

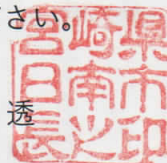
公告第 9 / 号  
令和8年9月3日

## 公 告

下記について、地方税法第20条の2第2項の規定により掲示します。

なお、関係書類は日南市役所税務課に保管してありますので、出所の上、受領してください。

日南市長 高橋 透



| 送達を受けるべき者 |        |                    |
|-----------|--------|--------------------|
| 住 所       | 氏 名    | 送達する書類等            |
| 宮崎市       | 吉村 正紀  | 令和8年度固定資産税2期督促状    |
| 日南市       | 坂元 靖幸  | 令和8年度国民健康保険税2期督促状  |
| 日南市       | 石坂川 宏希 | 令和8年度国民健康保険税2期督促状  |
| 日南市       | 弓削 多恵子 | 令和8年度国民健康保険税1期督促状  |
| 日南市       | 弓削 多恵子 | 令和8年度国民健康保険税2期督促状  |
| 日南市       | 弓削 多恵子 | 令和8年度介護保険料1期督促状    |
| 日南市       | 弓削 多恵子 | 令和8年度介護保険料2期督促状    |
| 日南市       | 新谷 祐二  | 令和8年度介護保険料2期督促状    |
| ブラジル      | 松田 一男  | 令和8年度後期高齢者保険料1期督促状 |
|           |        |                    |

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

(注1) 当該ホームページにおける掲示については、個人情報保護の観点から住所は市町村名までの表示としています。お心当たりのある方は、担当課にお問い合わせください。

(注2) 公示事項が表示された画像をコピーする、スクリーンショットを撮る、画像中の文字列を転記するなどして、インターネットサイト、SNSその他これに準ずるもの(個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。)へ転載、拡散する行為を禁止します。

これらの行為は損害賠償請求等の対象となる場合があります。